

ちちぶ定住自立圏の形成に関する協定書

秩父市（以下「甲」という。）と横瀬町（以下「乙」という。）は、ちちぶ定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、ちちぶ定住自立圏内の行政サービスを広域的に充実させることに関し必要な事項を定め、もって圏域内の人々の生活機能を圏域全体として確保するとともに、圏域外の人々が訪問し、滞在し、納得し、感動し、定住するためのちちぶ定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において相互に役割を分担して行政及び民間機能の集約化・ネットワーク化を図ることとする。

（連携する取組の分野、内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 連携して取り組む政策分野、内容並びに甲及び乙の役割は、次のとおりとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野

医療

（ア）救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市医師会及び医療系大学との連携の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施する。

b 甲の役割

（a）救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。

（b）救急医療体制を充実させるための事業の企画立案及び連絡調整を行う。

(c) 関連する事業を実施し、必要とされる経費の支出を行う。

c 乙の役割

(a) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。

(b) 甲と共同で、救急医療体制を充実させるための事業の企画立案を行う。

(c) 救急医療体制を充実させるための事業の円滑な実施に協力する。

(イ) リハビリテーション体制の確立

a 取組の内容

圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中心とした事業を実施する。

b 甲の役割

(a) リハビリテーションの需要調査及び体制の確立に向けた検証を行う。

(b) リハビリテーション体制の確立に向けた事業の企画立案及び連絡調整を行うとともに、関連事業を実施する。

c 乙の役割

(a) リハビリテーションの需要調査及び体制の確立に向けた検証に協力する。

(b) 甲と共同で、リハビリテーション体制の確立に向けた事業の企画立案を行う。

(c) リハビリテーション体制の確立に向けた事業の円滑な実施に協力する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラの整備

(ア) 秩父圏域情報化の推進

a 取組の内容

圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進するため、「秩父圏域情報化推進計画（仮称）」を策定する。

b 甲の役割

(a) 秩父圏域情報化推進計画（仮称）を策定する。

(b) 計画の実現性を確保するため、関係機関の調整を行う。

(c) 最新技術動向の研究及び情報交換を行う。

c 乙の役割

(a) 甲と共同で、秩父圏域情報化推進計画（仮称）を策定する。

(b) 甲と共同で、最新技術動向の研究及び情報交換を行う。

(i) 地域情報共有システムの構築準備

a 取組の内容

圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究する。

b 甲の役割

(a) 導入事例の調査及びシステム設計を行う。

(b) 運用面を検討する際に、関係機関との連絡調整を行う。

(c) 運営のための委託事業者の選定を行う。

c 乙の役割

甲と共同で、導入事例の調査を行うとともに、システム設計に関する情報提供などを行う。

イ 水道

秩父圏域における水道事業の運営の見直し

a 取組の内容

圏域における水道事業の運営の在り方について、検討を行う。

b 甲の役割

(a) 圏域内にある水道事業の連携、今後の施設の在り方等について、計画を策定する。

(b) 計画の実現性を確保するため、関係機関の調整を行う。

c 乙の役割

計画の策定に当たり必要となる調査等に協力し、情報提供等を行う。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成等

a 取組の内容

圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招へいし、合同研修などを実施する。

b 甲の役割

(a) 医療分野、観光分野などの圏域外の専門家を招へいする。

(b) 合同研修などの主催及び連絡調整を行う。

c. 乙の役割

(a) 圏域外の専門家の招へいに協力する。

(b) 合同研修などの実施に協力する。

(事務執行に当たっての費用負担)

第4条 前条に規定する事業の実施に要する経費の負担については、甲及び乙がその都度協議し、決定する。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、議会の議決後、速やかにその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(協定の見直し)

第7条 この協定の内容について、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、この協定締結後2年以内に見直しを行うものとし、以後3年以内ごとに見直しを行うものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

秩父市熊木町8番15号

甲 秩父市

秩父市長 久喜邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

乙 横瀬町

横瀬町長 加藤嘉郎